

議案第60号

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

木津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年木津川市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年度税制改正における、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）」の公布により「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」の一部が改正され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（ ）に、「第93条第2項の規定により告示された割合」を「第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第2条第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

参考資料（議案第60号）

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則　（略）	本則　（略）
附　則	附　則
第1条　（略）	第1条　（略）
（延滞金の割合等の特例）	（延滞金の割合等の特例）
第2条　（略）	第2条　（略）
2　当分の間、第6条第1項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかか わらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均 貸付割合）</u> （租税特別措置法（昭和32年法 律第26号）第93条第2項に規定する平 均貸付割合をいう。）に年1パーセントの 割合を加算した割合をいう。以下この項に おいて同じ。）が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には、その年中において は、年14.6パーセントの割合にあっては <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年 7.3パーセントの割合を加算した割合と し、年7.3パーセントの割合にあっては <u>当該延滞金特例基準割合</u> に年1パーセント の割合を加算した割合（当該加算した割合 が年7.3パーセントの割合を超える場合 には、年7.3パーセントの割合）とする。	2　当分の間、第6条第1項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかか わらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前 年に租税特別措置法（昭和32年法律第2 6号）第93条第2項の規定により告示さ れた割合）</u> に年1パーセントの割合を加算し た割合をいう。以下この項において同じ。） が年7.3パーセントの割合に満たない場 合には、その年 <u>（以下この項において「特 例基準割合適用年」という。）</u> 中において は、年14.6パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年における特例基 準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算 した割合とし、年7.3パーセントの割合 にあっては <u>当該特例基準割合</u> に年1パーセ ントの割合を加算した割合（当該加算した 割合が年7.3パーセントの割合を超える 場合には、年7.3パーセントの割合）と

する。